

## 平成 27 年度第 5 回水道審議会会議録

日 時	平成 27 年 9 月 4 日（金） 午後 1 時 30 分から 4 時 00 分	
場 所	秦野市水道局庁舎 2 階会議室	
出席委員 〔敬称略〕 ※◎会長、○副会長 ※正副会長以下 区分別に五十音順	◎松下 雅雄、○柳川 清紀、荒川 裕美子、宮田 義範、伊藤 章、 今 昭夫、高橋 宣明、内藤 房薫、長澤 健 計 9 名	
欠席委員 〔敬称略〕	丹羽恵理子、松原 沙織、石川 道隆、齊藤 政和、中山 知江 山口 政雄 計 6 名	
委員以外 の出席者	水道局長 山口 誠一 水道業務課長 遠藤 秀男 水道業務課専任主幹（兼） 課長代理（料金担当） 田中 和也 水道業務課課長代理（庶務担当） 和田 安弘 水道業務課課長代理（経理担当） 原 正人 水道業務課庶務担当主査 塩田 健介 水道業務課庶務担当主事 西澤 冠	水道施設課長 原 恵一 水道施設課課長代理（給水維持担当） 小山田 智基 水道施設課課長代理（浄水担当） 秋山 眞一郎 水道施設課課長代理（計画担当） 小宮 政美
会議次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 料金改定シミュレーションについて (2) 料金表の改定案について (3) 地下水利用協力金について (4) その他	
会議資料	1 平成 27 年度第 5 回秦野市水道審議会次第 2 資料 1-1 用途別水道料金シミュレーション No. 5-1 3 資料 1-2 口径別水道料金シミュレーション No. 5-2' 4 資料 2 水道料金シミュレーション比較 (No. 5-1・No. 5-2') 5 資料 3 水道料金シミュレーション比較一覧 6 資料 4 家事用料金における影響 7 資料 5 大口水需要者上位 10 者の料金影響額 8 資料 6 県内各事業体（市等）の指標（職員数からの分析） 9 資料 7 地下水利用協力金について 10 参考資料 地下水利用協力金のあり方について（諮問と答申）	

事務局

本日は、ご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。  
只今から平成 27 年度第 5 回秦野市水道審議会を開催します。

「会議成立について」ですが、委員 15 名のうち 9 名の出席をいただ  
いていますので、秦野市水道審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、審  
議会が成立していますことをご報告します。

会長からごあいさつをお願いします。

会 長

—会長あいさつ—

事務局

それでは、資料の確認をします。

—資料確認—

それでは、会長に進行をお願いします。

会 長

本日の次第に従いまして、議事に移ります。

それでは、「議題 1 料金改定シミュレーションについて」を議題と  
します。

これは、前回の議題である「料金改定シミュレーションについて」の  
続きとなりますが、事務局、説明をお願いします。

事務局

—料金改定シミュレーションについて説明—

会 長

只今、説明のありました事項について、ご質問・ご意見がありましたら  
お願いします。

委 員

シミュレーション No. 5-2' について、13 ミリメートルと 20 ミリ  
メートルの基本料金が同じになっていますが、どうしてですか。

また、県内に、口径別料金の事業者があるということですが、やはり  
2 つの口径の基本料金は一緒なのですか。

事務局

これらの口径について、家事用・業務用の中での比率では、13 ミリ  
メートルが 85.4 パーセント、20 ミリメートルが 13.3 パーセン  
トで、合わせて全体の 98.7 パーセントを占めています。

確かに口径に差はあるものの、使用実態を考えた場合、そのほとんどが一般家庭で生活に使う用途であると考えています。

使用実態が変わらない状況で、口径20ミリメートルの使用者の方の負担を多くすることは、逆に公平性に欠けるという観点から、口径13ミリメートルと口径20ミリメートルの基本料金を同一としたものです。

なお、基本料金の設定に当たって、口径13ミリメートルと口径20ミリメートルの予測実績水量を合算して計算した場合、684.6円という結果でした。このため、1円未満を四捨五入して680円として、料金を統一することは妥当であると考えています。

また、県内の市の中で口径別料金を採用している事業者は、横須賀市と座間市ですが、共に13ミリメートルと20ミリメートルの基本料金は同じとしています。

委員

口径13ミリメートルと20ミリメートルの基本料金を同じにしたことについて、確かにメーターの能力的な差はありますが、やはり13ミリメートルと20ミリメートルのほとんどが一般家庭で使用されているという秦野市の状況を考えると合理的であると思います。

会長

それでは、用途別と口径別のシミュレーションの比較ができたところで、いよいよ料金表とした場合の改定案について議論を進めたいと思います。

「議題2 料金表の改定案について」ですが、事務局から、前回までの内容のまとめも合わせて、説明を求めます。

事務局

—料金表の改定案について説明—

会長

事務局からは、料金改定シミュレーションの比較と、家事用料金の影響見込み、大口水需要者上位10者の料金影響の説明がありました。

ただ今の説明で、改めてご質問やご意見などありましたら、お願いします。

委員

シミュレーションの考え方や、料金算定根拠の客観性を考えると、現行の用途別料金体系では、公平性を保てない部分があると思いますので、水道料金算定要領でも原則としている口径別料金のシミュレーションNo.5-2'がよいと考えます。

会 長

ご意見ありがとうございました。

シミュレーションNo.5-2' がよいといった意見が出ましたが、当審議会として、適正な料金改定率や改定料金表をまとめたいと思います。

当審議会としては、料金改定をせざるを得ない状況であり、その率は、平均で15パーセントが必要であると認識しています。

その中で、事務局からは、家事用のほとんどは、口径が13ミリメートルと20ミリメートルであって、その改定前後での基本料金の差は、160円であり、また、使用水量が20立方メートルという水量区分では340円、30立方メートルでは490円となるということでした。

一方、企業など大口水需要者への影響ですが、使用水量の大きい区分の逡増度を抑え、影響率を低く抑えており、結果として水需要を促すことにつながるということでした。また、影響率の大きな部分では、使用実態に応じた口径に変更するなど、使用者が負担を下げる手段もあるとのこと。

今までの審議の中では、本市の水道事業が抱える課題を解決するため、料金収入に占める基本料金の割合を増やし、また、水道料金の逡増度を緩和するとともに、家事用と業務用の料金格差を縮めるか、或いは、なくすような料金体系となるように、様々なシミュレートを比較し、議論してきました。

そうした中で、「家庭や企業にとって、急激な変化とならないようにすべきである」ということも、委員に共通する見直しの条件でした。

以上のことから、当審議会としては、基本料金の回収割合が少しでも基準に近づき、家事用・業務用といった負担割合がなくなる、No.5-2' を改定案としてまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なしの声あり —

会 長

それでは、続いて、「議題3 地下水利用協力金について」に移りたいと思います。事務局から説明を求めます。

事務局

—地下水利用協力金について説明—

会 長

地下水利用協力金についてですが、これまでの当審議会の考え方を踏襲するとした場合は、地下水の水収支が安定している中、水道局としての地下水保全事業については、現状維持で十分であることから、現時点では、これ以上、事業費を増やす必要がなく、その財源たる地下水利用

協力金についても、今回の水道料金改定とあわせて改定する必要がないということですが、ご意見などありましたら、お願いします。

委員

現在、市内企業が地下水を利用する場合、井戸や施設を設置する場所が必要であり、設備やそのメンテナンスに費用がかかっています。さらに地下水利用協力金を納めている状況です。

他県にある工場で地下水を利用してもそのような制度はありませんでしたが、地下水の保全という点で、地下水利用協力金を納めることは妥当だと思いますし、事務局の説明からも協力金を据え置くことは賛成です。

委員

企業から見れば据え置き賛成は分かりますが、今回、全体で水道料金を平均15パーセント引き上げることとしている中では、この協力金も引き上げた方が公平な気がします。

事務局

地下水利用協力金制度は、水道事業における水道料金とは、全く別の考え方による制度であると考えています。地下水利用協力金制度は、あくまで地下水を保全するための事業費用を賄うための協力金であり、秦野盆地の地下水における収支が黒字であり、地下水に余裕がある状況、そして地下水利用協力金収入と地下水保全事業費を比較した場合に、収入が不足していない状況であることから、地下水利用協力金の単価については、据え置きが妥当ではないかと考えます。

会長

全国的にこのような制度はあるのでしょうか。

委員

この制度は、私が把握している限り秦野市だけだと思います。地下水利用事業者も協力的で、市の財産である地下水を保全しようという、全国的にも例をみない、良い制度だと思います。

この事業は市の施策で実施されていることですので、やはり水道とは別枠で考えるものだと思います。水道料金を上げるから、この協力金も上げる、ということにはつながらないと思います。

地下水収支が安定している中で、現状よりさらに費用をかけて、地下水かん養事業などを行う必要がない状況であるのであれば、据え置きが妥当だと思います。

委員

企業と一般市民とでは考え方が違うと思います。事業者は、営利活動

の中で水を使いますが、一般市民は、生活に必要な水を使います。

資源としては、皆が保全していくべき同じ地下水ですから、感覚として、一般市民が使う水道料金は値上げして、一部の事業者が使う地下水は据え置きということには、違和感があります。

委員

少し話が別かもしれませんが、農家の方が地下水を使いたいという要望は非常に多いようです。しかし、秦野市では、条例で新規井戸の掘削を制限しているので、水道を使ってください、ということだと思います。

地下水を使える事業者と使いたいのに使えない事業者がいる中で、協力金を据え置くというのは、少し不公平ではないのかなと感じます。

井戸掘削をオープンにして、その全てを地下水利用協力金制度に入れた中で協力金を考えるというのも1つの考え方ではないかと思います。

事務局

現在、地下水の収支が安定していることから、公共性の高い場合など基準を決めて、新規の井戸を認めていこうという動きがありますので、全ての新規井戸の掘削ができないというわけではありません。

また、地下水に関しては、民法の「土地の所有権はその地下にも及ぶ」という考え方があり、自分の土地の水なのに、なぜ協力金を支払わなければいけないのか、と議論されたこともありました。

秦野市では、過去から新規井戸の掘削を条例で制限していますが、現在、全国の水道事業体では、大口利用の工場等が自分で井戸を掘って水道から地下水に切り替えるという事案が多くなっており、水道事業経営がさらに厳しくなっている状況があります。そのような中で、地下水は公水であるとして水循環基本法が制定されたわけですが、これはまだ、概念、理念を規定しているもので、具体的な規制等については、まだまだ時間がかかるものと思われます。

4年前の平成23年度水道審議会でもご審議いただきましたが、地下水利用協力金は、あくまでも地下水を保全するため、企業の善意のもとで成立している制度と考えています。地下水保全事業については、今現在いただいている協力金で賄っている事もあり、これ以上いただくと、水道局の雑収入となります。

制度の趣旨等を考慮すると、水道料金を引き上げるからといって、地下水利用協力金を引き上げるという理由は成り立ちません。そのような形で当時の水道審議会でのご審議を経て、据え置きという答申をいただきました。

水循環基本法も現段階でまだ具体的な状況ではなく、地下水収支や収

入状況も4年前と変わらない状況ですので、前回の審議会で答申いただいた考え方を継承すると、据え置きということになるかと思えます。

しかし、今回のご審議の中で、いろいろな視点で議論いただき、整理ができれば、協力金単価の変更も検討することになります。変更する際は、企業に説明するための、確かな根拠を持つ必要もありますので、水循環基本法の個別法の成立など状況を注視しながら、と考えます。

会 長

水循環基本法が制定され、地下水は個人のものではなく、広く国民、市民のものであるという定義がなされた中で、具体的な規制等の内容までは、まだまだこれからという段階だと思います。その中で秦野市の地下水利用協力金という制度をどう捉えていくかという議論になるかと思えますが、いかがでしょうか。

委 員

地下水利用協力金制度は、全国でも秦野市以外にあまり聞いたことがないとのことであり、かなり先進的な取り組みを昔から実施してきたのだと思います。その中で、今回、水道料金を上げるのであれば、多少なりともこの協力金も上げることは、悪いことではないと思います。

会 長

地下水利用事業者は、水道料金と地下水利用協力金及び設備投資を含めた地下水利用費用との比較を行っていると思いますがいかがでしょうか。

委 員

具体的な試算までは行っていませんが、別地域の工場では、工業用水という安い料金の水道で運用している場所もあり、秦野市においても導入を検討いただくと有難いところです。工場の運用上、きれいな上水道までは必要ありませんので、現状の地下水で十分であると考えています。

事務局

他の水道事業者では、水道料金の減額制度など地下水から水道に切り替えてもらうような施策を実施しているところもあります。

委 員

地下水を利用している事業者は、資料7にある事業者で全てですか。

事務局

一部見解の相違で協定を結べていない事業者もいますが、1日20立方メートル以上という、大きな水量を利用している事業者は、制度発足当時の調査において、これが全てと認識しています。

会 長

4年前の水道審議会においては、協力金を据え置く中で、近く水循環基本法が成立されていく予定ということで、その内容を注視していくという答申であったと思いますが、今回についても、水循環基本法は成立したものの、その理念や概念に留まっているという理解になりそうですね。

事務局

水循環基本法の内容がより成熟すれば、地下水利用料といった位置付けが可能となることが考えられますが、現状では、あくまでも地下水保全に必要な経費を企業に協力していただいているもの、という位置付けで、協力金という性質は4年前と変わっていません。

委 員

前回の答申を継承するのであれば、地下水利用協力金は、水道料金と別事業と考えられますので、地下水収支や地下水保全事業費とのバランスが崩れた際に検討するものと思います。感覚として、不公平な部分があるというのは分かりますが、水道料金とリンクして考えるものではありません。

この考え方を継承するのか、新たな考え方を導き出すのかを決める必要があると思います。

委 員

今回の答申に関しては、状況もあまり変わってないことは理解しましたので、継承する考え方でよいと思います。

ただ、市民感覚とのバランスというのは今後時間をかけて、丁寧な議論が必要な重要な内容ではないかと思えますし、財産権や井戸規制の考え方が変わるような法整備があった場合は、直ちに再検討いただきたいと思えます。

会 長

ご意見ありがとうございました。

まとめますと、平成23年度の水道審議会での議論の中で、基本的な考えでは、「使用料的な意味合いはあるものの、協力金が法制化されるまでの当面の間、地下水保全事業を行うための財源の協力」と集約しました。

また、「協力金単価の改定」の集約に当たり、協力金は、地下水保全事業費の財源として協力するものであり、現時点で、その財源に不足がない以上、当面、据え置くこととし、地下水保全事業費の財源不足が見込まれるかどうかを運用の判断基準とすることしました。

事務局からの説明では、水循環基本法が成立し、国の基本計画も策定



されたようですが、まだ法制度としては、秦野市がこれまで条例等で地下水を守ってきたこと以上のものは確立されていないようです。

地下水の水収支が安定している中、水道局としての地下水保全事業については、現状維持で十分であるということです。

これ以上、事業費を増やす必要がなく、その財源である地下水利用協力金には、不足が見込まれていないということですから、その単価の改定は、据置きとするとともに、今後も、市の地下水保全担当部門との連携をとりながら、国の動向、特に水循環基本法の関連法令を注視いただき、その内容もふまえて、再度審議させていただきたいということで、まとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なしの声あり —

会 長

皆様のご協力のもと、これまでの審議会で議論してきましたが、全体を通して、他にご意見などを伺いたいと思います。

委 員

地下水利用協力金に関してですが、地下水保全事業の財源として考えてきていますので、現状は据え置きで、財源に不足が出たときに単価の引上げを検討すべきだと思います。

委 員

先程、お話がありましたが、秦野市には、工業用水はあるのでしょうか。企業誘致等で活用できればと思います。

事務局

工業用水はありません。工業用水は、現在の水道管と並行して別に整備しなければなりません。今から整備すると数十億から数百億といった多大な費用がかかると考えます。確かに工場では上水道までの水質は求めず、安い料金でという要望は理解できますが、整備期間や費用対効果を考えますと、この給水人口約17万人という規模では、現在の配水管網で水道を利用いただきたいと考えています。

なお、秦野市では昭和30年から40年の高度成長期に、まだ水道が完全に整備がされていない中で、企業もやむなく自前で井戸を掘って、利用していました。水道網もかなり整備され、企業には水道への接続をお願いしてきたという経過があります。

委 員

私からは、今回初めての口径別料金とすることになりますので、利用者の方への丁寧な周知活動を要望したいと思います。

委員

以前の審議会で、県水受水費が高いが、その責任水量は変えられないという話がありました。

市民の地下水への愛着という部分はあると思いますが、受水に多大な費用がかかる県水について、これをどんどん活用し、秦野市自前の施設を廃止して、そちらの費用の圧縮を図るということも考えていただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。

今日の審議会では、当審議会としての意見を概ねまとめることができましたと思います。

このため、次回は、答申に向けた審議会としたいと思います。

各委員におかれては、これまでの議論や資料の中で、気付かれた点、ご意見などがあれば、早めに事務局にご連絡いただきたいと思います。

事務局には、そうした意見も踏まえ、次回、答申案の素案、たたき台も作っておいていただきたいと思います。

それでは、続いて「議題4 その他」ですが、事務局から何かありますか。

事務局

次回の審議会の日程についてですが、前回、決めさせていただいたとおり、9月14日（月）、開始時刻は、午後1時30分からとなりますので、よろしくをお願いします。

会長

それでは、議事については、以上をもちまして終了します。

事務局

本日の水道審議会を閉会します。

どうもありがとうございました。